

## 第 25 話〈藩主視察〉の要約と参考資料

### 第 25 話〈藩主視察〉の要約

1853 年 11 月、延岡藩主内藤政義は 400 人を超える行列を仕立てて、西に 60 キロ離れた外録銀山に出発しました。慢性的な赤字に苦しんでいた内藤家が、銀山に寄せた期待の大きさがわかります。しかし、操業は下火になり、明治になると所有権は移っていきました。

### 第 25 話〈藩主視察〉の参考資料

#### 2 5 - 1 江戸時代後期の外録銀山

旧延岡領鉦山沿革（石川恒太郎写、P448～449；延岡市立図書館蔵）

土呂久ハ弘化以降ノ旧記ニ散見スルモ其以前ノ事ハ知ルニ由ナシ

##### 一、土呂久銀山

弘化二年頃ヨリ安政三年頃迄 御手山

但 嘉永五年ニハ江戸表ヨリ酒井五左衛門御雇入相成、其翌年殿様御見分迄之レアリ、引続五、六年間ハ盛ナリシカ如シ

（弘化二年正月二十九日）

山裏村之内見立山、岩戸村之内土呂久両山、金山稼人共年来難報御国恩折柄、御時合奉恐察別紙之通、銘々為寸志冥加献納金之儀、三本松御番所へ内意申出候旨同所迄此節申越ニ付珍味仕候処、相違無之旨両度上納ニテ願之通被御聞届可然存候

一、金壹両	見立山	荒吉
一、金壹分貳朱	同	沢治
一、金壹分貳朱	同	市太郎
一、金壹分貳朱	同	勇次郎
一、金貳朱	同	嘉十郎
一、金貳両	土呂久山	久次郎
一、金貳両	土呂久山	長蔵

ノ六両壹分

\*一両＝四分、 一分＝四朱

（嘉永五年六月十一日）

此度高千穂岩戸村外録銀山御願之上、酒井五左衛門御雇掘方御取掛ニ付、大坂定詰御吟味役川井庄太夫同本ノ下役栗田轉、川澄角三丞儀、右御用向掛合被仰付候事

一、銀山御仕入ニ付江戸表迄罷下居候、酒井五左衛門儀此度御書翰役格ニ而御取扱被成可然且各遂相談其段、今朝同職連名之紙面を以申達事

七月八日

一、平士之内平田勘右衛門、此度銀山添奉行被仰寺社奉行格被成事

七月二十一日

(嘉永六丑年二月十五日)

酒井五左衛門被仰渡、其方儀此度被召抱知行百五拾石、被下置銀山奉行、被仰付御者頭格ニ被成本ノ役兼帶定府、被仰付明キ組へ御入被成候、萬端入急可相勤候、尤是迄ニ被下金三拾兩、引続被下置御扶持方貳拾五人扶持へ被差止、暫延岡詰へ被御招置候

(同十一月二十四日)

追々記有之通、高千穂外録銀山へ同卯上刻御供揃ニ而御出駕被遊候事

但 二十六日銀山へ御着、翌一日御逗留、二十八日銀山御発駕、十二月朔日御帰城之事

(安政三辰年九月七日)

当六月十八日記有之通、原田勘右衛門儀、銀山勤中不直之筋有之、閉門被仰付置候、右ハ銀山勘定帳御乗船前為差出候得共、尚又銀山口奉行四屋文右衛門格外禄廻銀元払等、篤と致吟味候中……

\* 読点は川原が付けた

## 25-2 藩主内藤政義の外録銀山視察

藩主内藤政義外録銀山通行筋の応接諸手当条々 (日之影町史 7 史料編『内藤家文書』P597~608 より)

(嘉永六年十月十九日)

殿様、外録銀山江御出駕被遊候間、御内沙汰ニ付、諸差配向伺

一、御休泊之儀、曾木御泊り、新町御昼、宮水御泊り、岩神御昼、外録御着、御帰路茂、右同様相心得可申哉之事

但 御同勢昼賄之儀者、御泊宿持出、上ミ通之分、銘々弁当箱持参相成、下モ通之分、握飯ニ而相濟候様支度事

(略)

丑十月 郡方

(嘉永六年十月二十日)

一、土呂久門之内、御本陣ニ可相成家居無御座候付、如何敷御座候得共、御差支茂無御座候ハ、銀山御役所ニ御止宿ニ被遊御着、翌一日御滞座、山中御覽被遊、二夜御泊被成候方、御都合宜可有御座哉之事

(付紙) 銀山役所江御一宿之御積ニ有之候

但 模様ニ寄、二夜御逗留茂可被遊候

一、酒井五左衛門・服部伝兵衛、其外御待受、御見立申上候儀と奉存候

但 五左衛門・伝兵衛之内老入旅服ニ而、岩神江罷出御待受、御見送り共仕、其外者、銀山模様宜所江、罷出可然哉之事

(付紙) 伝兵衛ニ而、岩神迄野服ニ而、御出迎御待受申上、五左衛門ニ者、未御目見茂無之事ニ付、銀山役所御着之節、御目見可被仰付候間、麻上下着用可被罷出候、其外之面々者、見計宜場所江罷出、御待受可致候

但 役所詰之面々、平服ニ而、罷出可申候

一、銀山御止宿、御附御用人始、御伴廻御賄之儀、銀山方手限ニ而、行届兼候付、都而郡方引受、村賄ニ被成下候様、支度奉存候事

一、御伴方、上之分自分夜具持参、下モ之分老枚式人寄合之積ニ而、銀山ニ而、用意可仕哉之事

但 途中御泊、右同様之積ニ而、下モ之分、郡方ニ而、差配候様可仕候事

一、草履、草鞋応而、御入用可有御座用意可仕哉之事

(付紙) 右三ヶ状、書面之通可被相心得候

一、銀山ニ而、御酒被下置候様仕度、尤被下之御振合山法も可有之趣ニ付、御入之上、同所ヨリ可申達答ニ御座候事

一、銀山御役所江、御湯殿・御雪隠・さつと取建候様可仕哉之事

一、人馬割都而、御道筋等之儀、郡方江、御沙汰被下候儀と奉存候事

一、御入山ニ付、銀山ニ而入用之品、村方江、直対談可致義茂可有御座候間、其向江、御沙汰被成置可被下事

一、銀山ニ而者、御床、畳、用意罷在候旨申越候間、此段申達置候事

(付紙) 右五ヶ状、書面之通可被相心得候、尤郡方江茂、及沙汰置候

右之簾々相伺申候間、御下知被成可被下候、尤相洩候分者追而相伺可申候

十月 本ヅ方

(嘉永六年十一月二十四日)

一、追々記有之通、高千穂外録銀山江、今卯上刻、御伴揃ニ而、御出駕被遊候事

(嘉永六年十一月二十八日)

一、去ル二十四日記置候通、高千穂外録銀山江、御出駕被遊候処、一昨二十六日巳ノ下刻、銀山江御着被遊、翌一日同所江御逗留、今日銀山御発駕、去月朔日御帰城被遊候御積之由、御伴之御用人、并御側役ヨリ申来候ニ付、各江も申談候事

岩戸村庄屋土持家の文書（「高千穂町史」P588~589より）

土呂久鉱山の全盛時代は、森田三弥の経営時代と嘉永5年、6年頃の内藤藩直営時代で嘉永6年には、藩主内藤能登守政義が自ら土路久鉱山を視察している。この内藤政義の土呂久視察は何分にも殿様直々の鉱山視察とあって、当時の庄屋、代官、弁指は、8月13日殿様、外録銀山視察が内達されてから、11月26日の土呂久着迄何十回となく現地の下検分をし、大騒動している。

嘉永 6 年

11 月 26 日、朝雨五ツ頃（午前 8 時）より止む

- 一、殿様今朝六ツ時岩神御発駕、天岩戸エ御参詣、御神楽アリ、田尻大隅、佐藤参河罷り出ル
- 一、王子権現前御休止 御茶上ル
- 一、昼過頃銀山御着、御昼飯済候テ、大曾ヨリ吹谷迄御順御覧
- 一、御城ヨリ御附ノ宮水御代官等、銀山門内ニテ、銀山ニテ賄イ其ノ外一切引請、村方ヨリ構ナシ
- 一、拙者始メ、高千穂人馬方佐藤治作方泊リ

27 日晴天

- 一、銀山エ御滞在、惣見鶴亀敷御覧
- 一、殿様ヨリ御土産トシテ銀五匁下シ置カレ候
- 一、右同断四郎吉
- 一、右同断久之助
  - ×
- 一、甲斐久之助、甲斐久兵衛、甲斐類治、土持四郎吉御機嫌伺イニ罷り出ル
- 一、酒五升御肴式尾銀山賄所ヨリ、拙者、四郎吉、久之助エ下サル
- 一、明昼御立ノ人足四百拾四人、今夕方迄ニ着致シ、南、折原、畑中等ニ宿申シ遣ス
- 一、明日落立御小休相止メ、天岩戸ニテ御茶差上候筈

28 日、晴天

- 一、今昼頃銀山御立、天岩戸御休止、夕七ツ半（午後 5 時）岩神御本陣御着、ご案内ノ儀拙者御本陣世話、人馬兼勤故、名代山裏庄屋後藤房治、新町御機嫌伺、七折坂御入込ヨリ相勤メ申シ候事
- 一、御用人様御案内米田甚右衛門、御代官附ニ光治罷り出ル

29 日、晴天

- 一、今朝六ツ時（午前 6 時）岩神御立、滞り無ク七折村エ御引移り相成申シ候
- 一、御立前御玄関ニテ仰セ出サル
  - 殿様御前ニテ 拙者儀、村方取扱宜シク猶又銀山御仕入ニ付格別骨折り差働キ奇特ノ由 御用人長坂平左衛門様ヨリ仰セ渡サレ候
- 一、久之助儀、銀山御仕入ニ付、萬端差シ働キ奇特ノ由、右同断仰セ渡サレ候
- 一、首尾能ク相済ミ候祝イニ、罷り出居り候者々エ、酒振舞致シ、拙者并に弁指中夕方引取り申シ候

とあり、4 百人余りのお供を連れて、殿様自身で視察した土呂久の繁栄振りがうかがえる。

「高千穂町史 郷土史編」P140

嘉永 6 年（1853）11 月 25 日、藩主内藤氏 15 代政義は前年、嘉永 5 年採掘を始めた藩

の鉾山土呂久銀山視察のため、上野峠を越えて岩戸村へ来た。当夜は永の内岩神の酒屋（甲斐家）へ泊り、翌、早朝天岩戸を参詣、神楽を見て土呂久へ昇り佐藤治作方へ 1 泊した。この時、村人足 414 人が動員されて、藩主が土呂久滞在中、何の目的であったのか分からないが、人足は土呂久の登り口小集落の南、折原、畑中へ宿泊した——と岩戸村 12 代庄屋土持信贄の日記は伝える。藩主の土呂久往復の宿となった岩神の元酒屋には、藩主や上役人等を迎え宿泊や休息に備えた大広間が、昭和 47 年（1972）まではあったと言う。現在、その名残りを留めているのが写真の、観音開きの門構えである。

\* 土持霊太郎信贄

### 25-3 幕末から明治の外録銀山

嘉永以後の土呂久鉾山（「高千穂町史」P590 より）

しかし、其の後鉾山は次第に下火となり、年代は判明しないが、内藤家から熊本細川家に移ったという。